

○浅麓環境施設組合格約

平成14年3月28日

長野県佐久地方事務所指令13佐地総第539号

改正 平成17年3月10日規約第1号

平成19年3月29日長野県佐久地方事務所指令18佐地政第302号

平成21年7月14日長野県佐久地方事務所指令21佐地政第45号

令和6年1月19日長野県佐久地域振興局指令5佐地企第51号

浅麓環境施設組合格約（昭和39年3月長野県指令39地第182号）の全部を改正する。

（組合の名称）

第1条 この組合は、浅麓環境施設組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

小諸市 佐久市 軽井沢町 御代田町

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理する。ただし、佐久市にあつては旧浅科村の区域に限る。

2 前項に係る受託業務に関すること。

（組合事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、小諸市甲1845番地に置く。

（組合議会の定数）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は12人とし、関係市町の議員の数は、次のとおりとする。

小諸市5人 佐久市2人 軽井沢町3人 御代田町2人

2 組合議員は、関係市町の議会において、関係市町の議会議員のうちから選挙する。

3 前項の場合において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条の規定を準用する。

（議員の任期）

第6条 組合議員の任期は、その属する関係市町議会議員の任期による。

2 関係市町議会議員の資格を有しなくなったときは、組合議員としての職を失う。

3 組合議員に欠員が生じたときは、当該欠員となった組合議員を選挙した関係市町の議会は、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

（議長及び副議長）

第7条 組合議会は、議員の中から、議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職を行う。

（組合の執行機関）

第8条 組合に組合長1人、副組合長4人及び会計管理者1人を置く。

2 組合長は、関係市町長の互選により、副組合長は組合長以外の関係市町長及び組合長

の属する市町の副市町長をもってあて、会計管理者は組合長の属する市町の会計管理者をもってあてる。

- 3 組合長及び副組合長の任期は、関係市町の長としての任期による。ただし、前項の組合長の属する市町の副市町長にあつては、その市町の副市町長の任期とする。

(監査委員)

第9条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て、組合議員のうちから1人、関係市町の監査委員で識見を有する者の中から1人をそれぞれ選任する。

- 3 監査委員の任期は、組合議員及び関係市町の監査委員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(補助職員)

第10条 第8条第1項に定める者のほか、組合に職員を置き、組合長が任免する。

(経費の支弁方法)

第11条 組合の経費は、関係市町の分担金、組合の事業により生ずる収入その他の収入をもってあてる。

- 2 前項の分担金の額は、第3条第1項に掲げる事務に関する経費について、施設規模割50パーセント、処理実績割50パーセントを支弁する。ただし、建設費等、臨時経費については、関係市町の協議により別に定める。

- 3 前項に共通する経費については、前項の経費合計に対する割合とする。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月10日規約第1号)

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日長野県佐久地方事務所指令18佐地政第302号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月14日長野県佐久地方事務所指令21佐地政第45号)

この規約は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月19日長野県佐久地域振興局指令5佐地企第51号)

この規約は、令和6年4月1日から施行する。